



2022年5月13日

各 位

会 社 名 三井松島ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉岡 泰士
(コード番号 1518 東証プライム 福証)
問合せ先 執行役員 総務部 担当
小林 俊哉
(TEL. 092-771-2171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月17日開催予定の当社第166回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定が不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 中間配当の基準日の設定

株主の皆様へ機動的な利益還元を行うため、現行定款第43条(剰余金の配当の基準日)に予め中間配当の基準日を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条（条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第15条～第42条（条文省略）</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第44条（条文省略）</p> <p>附則</p> <p>1. （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第1条～第13条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（電子提供措置等）</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第42条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p><u>3</u> 前<u>2</u>項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第44条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p><u>2.</u> 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>3.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>4.</u> 前<u>2</u>項および本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月17日（金曜日）
定款変更の効力発生日	2022年6月17日（金曜日）

以 上